



市 章

大津市公報

平 成 29 年 7 月 26 日
号 外 (第 42 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

監 査 委 員 告 示

10 大津市職員措置請求に係る監査結果について..... 1

監 査 委 員 告 示

大津市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により平成29年5月30日に提出された大津市職員措置請求について、監査を実施したので、その結果を同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年7月26日

大津市監査委員	土	屋	薫
同	重	森	昭彦
同	杉	浦	智子
同	武	田	平吾

大津市職員措置請求に係る監査の結果について

第1 請求の受付

1 請求書の提出

平成29年5月30日

2 請求人

A

B

C

D

E

F

3 請求人ら代理人

G

4 請求の要旨（請求書要旨）

大津市は、「琵琶湖を美しくする運動実践本部」（以下「実践本部」という。）に対して、同本部事業補助金として平成28年度に527万4,604円を支出している。

琵琶湖市民清掃事業と実践本部

大津市は、毎年1回、琵琶湖市民清掃活動を行い、その活動のために任意団体「琵琶湖を美しくする運動実践本部」に対して事業補助金（以下「本件補助金」という。）を支出している。

大津市が平成26年度に規定した「大津市琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金交付基準」によると、交付目的は「琵琶湖を中心とする河川、公園、道路などの公共場所の琵琶湖市民清掃を行う『琵琶湖を美しくする運動実践本部』の清掃活動に対して支援し、市民の環境保全意識を醸成し、維持向上に資する」ためとある。

この事業は、昭和47年6月に始まり、補助金の交付事業の終了時期は平成29年度までになっているが、平成28年度から実施方法が変更され、それまで全36学区で一斉に実施されていたものが、地域ごとに3分割し、7月1日の前後3週間のうちにある日曜日に3期日に分けて実施することとし、また、清掃行為で出されたごみの収集はそれまでは各学区自治連合会において任意に依頼した民間業者によってなされていたが、市が収集することになった。

本件補助金の違法支出

ア 平成28年度は平成28年6月19日、6月26日、7月3日に実施され、実践本部の平成28年度の補助金についての全体の実績報告書によれば、同年度の補助金は以下のように使われている。

(7) 36学区自治連合会へ活動助成金として372万9,000円

(4) 臨時職員の賃金及び交通費に16万2,633円

- (ウ) 琵琶湖市民清掃廃棄物回収及び処理業務としてHへ26万2,999円
- (I) 琵琶湖市民清掃ごみ処理補助としてごみ袋の移動と集積の業務でIへ6万6,960円
- (オ) その他事務費など 105万6,012円

イ 上記支出のうち、以下の支出が違法である。

(ア) 第1の4 ア(イ)について、実践本部は、補助金から、臨時職員の賃金及び交通費として16万2,633円を支払っている。しかしながら、実践本部には、事務局長も会計担当者もいることから、補助金で臨時職員の賃金を支払う必要性は全くない。

(イ) 第1の4 ア(ウ)及び(イ)について、実践本部は、補助金から、琵琶湖市民清掃ごみ処理補助としてHへ26万2,999円、Iに対してごみ袋の移動と集積の業務で6万6,960円を支払っている。しかしながら、両社ともに廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を得ていない業者であり、契約をする資格を有しない業者である。よって、この支出は違法な支出である。

まとめ

よって、監査委員は、大津市長及び決裁権者に対し、以下の措置を講じることを勧告することを求める。

違法な補助金支出をした実践本部に対して、前記 イの合計金49万2,592円の返還を求めること。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成29年6月19日に監査室において、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、Gが出席し行われた。

また、本件措置請求に係る追加資料の提出とともに、当初提出のあった請求書面の訂正があり、陳述は請求書及び追加資料に従って行われた。また、請求書に記載のない陳述の概要は次のとおりである。

請求書の訂正について

臨時職員の賃金及び交通費については、当初、16万2,633円としていたが、追加資料のとおり18万2,297円であったため、第1の4 ア(イ)及びイ(ア)中「16万2,633円」を「18万2,297円」に訂正する。また、第1の4 中「49万2,592円」を「51万2,256円」に訂正する。

第1の4 イ(イ)において、一般廃棄物収集運搬業の許可を得ていないと主張するH及びIについて、許可業者であるかどうかの確認はしていない。Iについては、水道やガスの配管の業者であり、本件措置請求に係る業務に必要な許可は得ていないと考えている。

臨時職員に関しては、琵琶湖市民清掃の実施時期から考えると1年間を通して必要であるとは考えられない。

2 市長からの意見書の提出及び関係職員の陳述の聴取

平成29年6月23日に本件措置請求に対して市長から別記のとおり意見書の提出があり、同月27日、監査室において関係職員（環境部長、環境部環境政策課長及び同課副参事）から陳述の聴取を行った。

関係職員の陳述はその意見書に沿ったものであり、これに記載のない事項についての陳述の概要は次のとおりである。

実践本部における臨時職員は、業務量に応じて勤務日及び時間の調整をしている。また、実践本部には年間を通じて何らかの業務があり、当該臨時職員は閑散期においても団体間、役員間の連絡調整や物品配付、当年度の結果取りまとめ資料等を作成する業務などを行っている。

平成28年度から土砂の搬出を認めているが、基本的に「可能なものは地域の植え込みや道のくぼみに埋めるなど、地域で処理」するように呼びかけている。しかし、地域によっては、それができない場合もあることから市として引き取ることもしている。

一般廃棄物収集運搬業の許可業者に関しては、当年度分については大津市のホームページに掲載している「大津市一般廃棄物収集運搬業許可業者名簿」により確認することができる。また、過年度分についても担当課（環境部廃棄物減量推進課）に問い合わせれば知ることができる。

3 本案審査に係る判断

本件措置請求の趣旨

本件措置請求書及び陳述の趣旨から請求人が求める措置は次のとおりである。

市長及び決裁権者は、次のとおり違法な支出をした実践本部に対して合計51万2,256円の返還を求めること。

ア 臨時職員の賃金及び交通費 18万2,297円

実践本部が、補助金から支払った臨時職員に対する賃金及び交通費は、実践本部には事務局長も会計担当者もいることから支払う必要性は全くない。

イ 琵琶湖市民清掃ごみ処理補助等に係る支出

実践本部が、補助金から琵琶湖市民清掃ごみ処理補助等として支出した次の支払は、一般廃棄物収集運搬業の許可を得ていない業者への違法な支出である。

(7) H 26万2,999円

琵琶湖市民清掃廃棄物回収及び処理業務

(1) I 6万6,960円

大田廃棄物最終処分場での土のう処理

臨時職員の賃金及び交通費について

請求人は、実践本部が雇用する臨時職員について、実践本部には事務局長及び会計担当者もいることから、賃金及び交通費を支払う必要性は全くないと主張している。

実践本部は、「大津市民が愛着を持っている琵琶湖の美しさを、自分たちの手で取りもどし、後世に未ながく保持するため」に、この趣旨に賛同する市内各種団体をもって構成されている。同本部の役員である「会計」や「事務局長」は、それぞれ自らの職業を持ち、所属する団体から選出されてボランティア活動の一環として携っており、実践本部における金銭の出納等の事務の確認の役割はあるが、自らが当該業務の実務を直接担当することは困難なことから、臨時職員を雇用することで対応しているものである。

また、この臨時職員は、毎週金曜日の週 1 回勤務を原則とし、平成28年度においては延べ35日の勤務があり、実践本部における会計事務のほか、団体間、役員間の連絡調整や物品配付、資料作成や配布、文書発送などに従事されていることから、この労働に対する対価として「雇用条件通知書」に基づき賃金を支払い、通勤に際しての交通費である通勤手当を支給することは当然のことであると考える。

H への支出について

請求人は、H について一般廃棄物収集運搬業の許可を得ていない業者であると主張しているが、本件措置請求の対象としている業務を受託している期間については、H は、市長から提出のあった別記意見書 3 で述べられているとおり、一般廃棄物収集運搬業の許可を得ている業者である。このことから、請求人の主張には根拠がない。

I への支出について

請求人は、I について一般廃棄物収集運搬業の許可を得ていない業者であると主張しており、実際、I はこの許可を得ている業者ではない。

I が実践本部から受託している業務の内容は、琵琶湖市民清掃における「土砂入り土のう袋類移動及び集積作業」である。この業務に係る仕様書においては、取り扱う対象物は土砂入り土のう袋である旨が明記されている。

土砂が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、法の適用の対象となる廃棄物でないことは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和46年10月16日環整43号厚生省環境衛生局長通知）において明記されているところである。したがって、当該業務は、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要のない業務であることから何ら違法性はない。

第 3 結論

以上、第 2 の 3 から までで述べたとおり、請求には理由がないものと判断し、棄却する。

別記

意見書

1 平成28年度琵琶湖を美しくする運動実践本部と琵琶湖市民清掃について

琵琶湖を美しくする運動実践本部(以下「実践本部」という。)は、“大津市民が愛着を持っている琵琶湖の美しさを、自分たちの手で取りもどし、後世に未ながく保持するため”、昭和47年6月に、大津市全学区自治連合会(現大津市自治連合会)、大津市地域婦人団体連合会(現大津市地域女性会連合会)、大津市漁業協同組合連絡協議会(現大津市水産振興対策協議会)及び大津青年会議所(現一般社団法人大津青年会議所)の4者の提唱により、58団体の協賛を得て設立され、平成29年5月26日現在の参加登録団体数は117団体で、大津市も参加登録団体の1つである。

実践本部設立当時は、琵琶湖一斉清掃(現琵琶湖市民清掃)を実施するほか、粉石けんの使用推進啓発等に取り組みられてきたが、近年は琵琶湖市民清掃のみが実施されている。

琵琶湖市民清掃は、実践本部が制定した琵琶湖市民清掃実施要綱に基づき、地域住民等の自主的な参加により、市内の河川敷や琵琶湖岸、道路、公園等の公共的な場所の草刈りやごみ拾い等の美化清掃作業を行っている。

平成27年度までは、原則7月の第1日曜日に市内で一斉に実施し、地域住民等が直接草木やごみを市の一般廃棄物処分場まで自己運搬することとしていたが、その運搬車両の確保が困難になってきたことや運搬時の交通事故を防止する等の理由から、平成28年度からは、7月1日の前後3週間のうちにある日曜日に、市内36学区を3分割して実施し、地域住民は自治会ごとに設定された集積所まで草木やごみを運搬することとし、市は集積所に集められた草木やごみを集積所から一般廃棄物処分場まで運搬することとしている。

平成28年度は、基本実施日である6月19日(日)、同月26日(日)及び7月3日(日)のほか、一部の企業、団体が6月12日から8月9日までの間にそれぞれ実施され、参加人数は延べ65,350人、ごみ収集量は375トンであった。

2 平成28年度琵琶湖を美しくする運動実践本部における臨時職員について

実践本部では、適正な組織運営を行い、琵琶湖市民清掃を円滑に実施するため、会計事務及び一般事務を行う臨時職員を雇用されている。

この臨時職員の主な業務は、会計事務に係る伝票処理、参加登録団体に対する資料配布及び一般市民等に対する広報啓発資料の配布、起案書(稟議書)等の資料整理であり、それらの1年間の業務量は、伝票処理が約70件、資料配布が約500件、資料整理が約80件である。

実践本部には「会計」、「事務局長」等の役職があるが、上記の業務量は、これらの役職にある者が自らの職業や家庭生活の傍らボランティアとして行うには膨大であり、別途これを処理する専任の実務担当者が必要であることから、週1日勤務を基本とした臨時職員を雇用されているものであり、この雇用及び雇用に係る経費の支出は必要かつ妥当なものである。

3 平成28年度琵琶湖市民清掃に係る業務委託について

実践本部は、平成28年度琵琶湖市民清掃において「琵琶湖市民清掃ごみ回収及び運搬処理」を、平成28年6月24日付けでHに委託しており、その業務内容は、実践本部の参加登録団体であるJ、K、L、M、N、Oが実施した琵琶湖市民清掃において発生した一般廃棄物を、平成28年7月1日から同月4日までの間に一般廃棄物処分場まで運搬するものである。

Hは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定により、平成28年3月24日付けで一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けており、許可の期限は平成30年3月31日までである。

したがって、Hは平成28年7月1日から同月4日までの間、一般廃棄物収集運搬業の許可を有しており、何ら違法性はない。

また、実践本部は、「琵琶湖市民清掃土砂入り土のう袋類移動及び集積作業」を、平成28年6月23日付けでIに委託しており、その業務内容は、大田廃棄物最終処分場に近接する土地に仮置きされた琵琶湖市民清掃で集められた土砂の入った土のう袋を油圧ショベル類の重機を使って移動、集積した上でブルーシートで被覆するというものである。

当該土砂は、琵琶湖市民清掃において地域の水路等に堆積した土、砂が集められ、飛散、漏れ出せずに運搬できるよう土のう袋に入れられたもので、いわゆる自然物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物ではない。

したがって、土砂の入った土のう袋を油圧ショベル類の重機を使って移動、集積する行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用を受けるものではなく、一般廃棄物収集運搬業の許可も不要であり、何ら違法性はない。